

具体的なアドバイス!

第一東京弁護士会成年後見センターのメンバーが豊富な知識と経験をもとに編集・執筆。具体的な対応策や解決方法を実務に即してきめ細かくアドバイスしています。

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令の改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により無料で加除(さしかえ)サービスをうけたまわります。

組見本 (B5判縮小)

第3章 成年後見の実務 第1 選任直後の実務

成年後見人が選任後すぐに行うことは

**Q** 私は、入院患者で認知症のAさんの成年後見人になり、家庭裁判所から成年後見人に選任する旨の決定がなされましたが、成年後見人として、さっそく私がしなければならないことは何でしょうか。

**A** 成年後見人は遅滞なく被後見人の財産の調査に着手して1か月以内に、その調査を終わらせ、その目録を提出しなければなりません。したがって、成年後見人が確定したら、まず、被後見人の生活状況や、資産・収入・支出の状況、預金通帳や不動産の登記簿権利証等の占有を確保することが必要です。そのために、被後見人やその親族、親しい知人等の関係者に面談を聴取し、金融機関や役所等に成年後見人の選任の届け出を行う等の必要があります。建物を所有する場合には火災保険等に加入し、遺漏なく保険契約に加入しておくことが必要です。それに加え、被後見人の健康状態、生活状況等から聴取することとなります。健康保険被保険者証(被後見人は後期高齢者医療被保険者証)の確認、介護保険利用の場合には介護認定の確認をします。

解説

- 1 成年後見人の財産調査と財産目録の作成  
後見開始(後見開始と成年後見人の選任)の審判書が送達されてから2週間(家審14)が経過すると審判が確定し、審判確定後としての職務を開始することとなります。
- 2 成年後見人は(審判確定後)遅滞なく被後見人の財産の調査に着手する。

第3章 成年後見の実務 第1 選任直後の実務

1か月以内にその調査を終わらせ、その目録を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません(この期間内に提出が難しい場合は裁判所の裁量で期間を延長することができます。)(R1853)。このため、被後見人やその親族、親しい知人等に面談を求めて事情を聴取したり、被後見人の預金があることが判明した銀行等の金融機関については、後見届出をなし、通帳の記帳や残高証明を求めたりする等の手段により被後見人の財産を確認・確保するとともに、後見人以外の者が金員を引き出したり口座を解約することを防止することとなります。また、利用の痕跡(振込控え等)がある金融機関については、預貯金の調査(郵便貯金現存調査依頼等)を依頼します。

2 成年後見人であることの証明—登記事項証明書と審判書抄本—  
金融機関等の第三者から事情を聴取するには、成年後見人であることの証明が要請されます。審判確定後、家庭裁判所は法務局に後見登記を嘱託しますので、成年後見人は法務局から登記事項証明書を取り寄せ、これにより成年後見人である立場を証明して調査事務を進めることとなりますが、登記事項証明書の入手に時間がかかる場合には、家庭裁判所から審判書抄本と確定証明書の発行を受け、これによって成年後見人であることを証明して調査を進めることも可能です。

登記事項証明書は、東京法務局後見登録課あるいは全国の法務局(地方法務局)の本局の戸籍課で入手できますが、郵送による場合は、東京法務局後見登録課に宛てて申請することとなります。

後見登記事項証明書に代わるものとしては、審判書と確定証明書(家審規12③)があります。成年後見人の住所として自宅住所を登記事項証明書、審判書抄本に記載することが原則ですが、自宅住所を開示しないこと等が望ましい事案では、第三者後見人(弁護士)が成年後見人の(弁護士)事務所住所を住所として表示できたり、各家庭裁判所等にもありますので、具体的には選任する時に家庭裁判所等と相談する必要があります。

第3章 成年後見の実務 第3 身上監護

アルコール依存症の被後見人への対応は

**Q** アルコール依存症のAさんの成年後見人をしてしています。先日、Aさんの家に行ったところ、近所の酒屋から清酒1.8リットル入り5本が届けられていたので注意しました。Aさんは、「酒くらい自由に飲ませる」といって聞き入れません。私からこの酒屋に申し入れて清酒の購入を取り消すことはできるでしょうか。

**A** この問題は、自己決定権の尊重と本人の保護のいずれを重視し、どう調整するかという問題であり、十分に議論が深められてはいない状況にあります。個人尊重の観点から、原則としては取り消すことはできず、その治療を勧めるべきです。

解説

- 1 アルコール依存症の病態  
アルコールや薬物などの精神作用物質を繰り返し乱用することによってやめられなくなる場合を依存または依存症といい、その物質がアルコールである場合がアルコール依存症です(小学館・家庭医学館編集員会編「ホーム・メディカル」平成11年)。

第3章 成年後見の実務 第1 選任直後の実務

参考書式

○ケース記録票

事件番号 平成○○年(家)○○○○号 登記番号 第○○○号  
1 本人

氏名	生年月日	年齢	88歳	要介護度他
甲野幸子	T 8.10.2	性別	男・㊟	要介護4(車イス使用) キザミ食・スプーン・介助必要
住所	東京都○○区○○町○○丁目○○番○号 TEL. ○○-○○○○-○○○○ FAX ○○-○○○○-○○○○			
本籍	同上			

2 関係者  
① 親族(結婚歴なし。子なし。)

氏名	続柄	住所	連絡先
甲野太郎	甥(亡兄の息子)	東京都○○区○○町○○丁目○○番○号	TEL ○○-○○○○-○○○○ FAX ○○-○○○○-○○○○

実務に即してわかりやすく解説!

Q&A 成年後見の実務

編集 第一東京弁護士会成年後見センター

実務に役立つ内容!

今後ますます利用が見込まれる成年後見制度。制度開始後の実態を踏まえ、周辺の実務や今日的な問題点を含めてわかりやすく解説しています。

豊富な書式・文例!

各種の申立書・申請書や契約書、目録、報告書、診断書など、実務に必要な書式・文例を豊富に掲載しています。

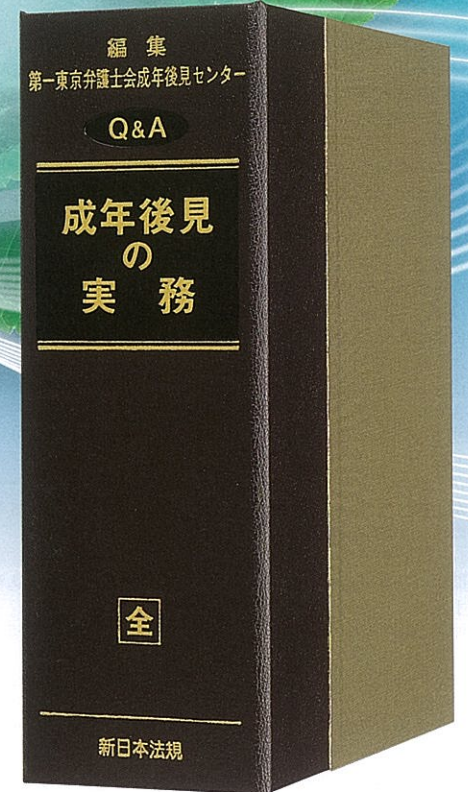
加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,522頁  
定価 13,200円(本体12,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信





# 掲載内容

## 第1章 成年後見の概要

- 成年後見制度のしくみは
- 成年後見を利用するにあたってのメリット・デメリットは
- 成年後見を利用できる人は
- 法定後見の利用の流れは
- 任意後見の利用の流れは
- 成年後見についての相談機関は

## 第2章 成年後見の開始

### 第1 法定後見

1. 対象者
  - 後見制度を利用できる人は
  - 判断能力が著しく低下している人は保佐制度を利用できるか
  - 特定の行為を制限するために補助制度を利用できるか
  - 任意後見の利用者は法定後見を利用できるか
  - 浪費者は成年後見制度(成年後見・保佐・補助)を利用できるか
  - 身体障害者のみの方は法定後見を利用できるか
  - 精神上の障害がある人の法定後見の利用のしかたは
  - 知的障害者や精神障害者の親の法定後見の利用のしかたは

### 2. 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)

- 成年後見人・保佐人・補助人になることができる人は
- 財産管理と身上監護を分けて後見人を選任することはできるか
- 法人は後見人になることができるか
- 3. 申立権者
  - 内縁の妻による後見開始審判の申立てはできるか
  - 本人による後見開始審判の申立てはできるか
  - 夫の後見人は妻の成年後見申立てができるか
  - 身寄りのない人の後見開始審判の申立ては

### 4. 申立手続

- 自宅から離れた施設に入所している人の後見開始審判はどこに申し立てればよいか
- 後見開始の審判の申立てをするときの手続は
- 保佐開始の審判の申立てをするときの手続は
- 補助開始の審判の申立てをするときの手続は
- 医師に診断書を作成してもらう場合の注意点は
- 申立人が申立費用を負担できない場合の補助制度は

### 5. 審判等

- 後見開始審判申立て後の手続の流れは
- 本人の判断能力の鑑定はどのように行われるか
- 家庭裁判所調査官による調査とはどのようなものか

### 6. 後見等開始の審判が出された後、本

- 人の精神状況に変化があった場合は
- 審判結果に不服があるときの対応は
- 審判記録を閲覧するには
- 後見開始審判等の申立てを取り下げることは認められるか

### 6. 審判前の保全処分

- 申立てから審判が確定するまでの間に、緊急に本人の行為を制限する必要がある場合の対応は
- 本人が交通事故に遭い、緊急に入院する必要がある場合の対応は
- 緊急に特別養護老人ホームに入所する必要がある場合の対応は

### 7. 渉外事件

- 日本在住の外国人は法定後見を利用することができるか
- 外国在住の日本人は日本の法定後見制度を利用することができるか

## 第2 任意後見

### 1. 対象者

- 任意後見制度のしくみは
- 契約締結能力があるかどうかの判断は
- 知的障害者や精神障害者の親が任意後見を利用するには

### 2. 任意後見人

- 任意後見人になることができる人は
- 複数の任意後見人や法人を任意後見人に選任する場合の注意点は

### 3. 任意後見契約

- 任意後見契約を締結する場合の手続と注意点は
- 任意後見契約の記載事項は
- 将来の判断能力の低下に備える場合の契約は
- 能力の低下にあわせて支援の内容を変更する場合の契約は
- 受任者の権限濫用防止に留意した移行型任意後見契約の条項は
- 任意後見契約後、直ちに任意後見の委任事務を開始する場合の契約は
- 任意後見人が預貯金の管理や身の回りの世話をするための契約は
- 任意後見人が本人の意思を無視して自宅を売却しないようにするためには
- 任意後見人が介護サービスを行うときの契約は
- 消費者被害に備えたいときの契約は
- 任意後見人の報酬は契約書にどう記載すればよいか
- 任意後見契約の委任事項に本人死亡後の事務を盛り込むことはできるか
- 被後見人が臓器移植・献本を希望しているときは
- 尊厳死宣言を託された任意後見人は
- 任意後見契約の締結に必要な費用は
- 任意後見契約締結後に契約内容の変更はできるか

### 4. 任意後見の開始

- 任意後見契約の効力が発生するのはいつか

### 5. 渉外事件

- 日本在住の外国人は任意後見制度を利用することができるか

## 第3章 成年後見の実務

### 第1 選任直後の実務

- 成年後見人の義務・権限・職務は
- 成年後見人が選任後すぐに行うこ

- とは
- 被後見人の財産等の調べ方は
- 財産目録の作成のしかたは
- 後見計画の作成のしかたは
- 後見人に選任されたことを連絡すべき関係機関はどこか
- 被後見人あての郵便物の管理は
- 複数の後見人が選任された場合の権限は

### 第2 財産管理

- 成年後見人が行う財産管理事務は
- 被後見人が施設に入所している場合の財産管理は
- 有料老人ホームを利用する際の留意点は
- 被後見人の取入・支出の管理のしかたは
- 預貯金の管理のしかたは
- 銀行口座の整理と新規口座の開設をするときは
- 貸金庫を利用するときは
- 株券・国債・投資信託等の管理は
- 不動産の管理のしかたは
- 被後見人の自宅を成年後見人が売却してよいか
- 施設に入所している間の賃貸借契約は
- 後見人が被後見人の住宅を担保にリバースモーゲージを利用できるか
- 被後見人の冠婚葬祭に関する費用の取扱いは
- 成年後見人と成年被後見人との利益が相反するときの対応は
- 被後見人が高額商品を購入した場合、取消しができるか
- 成年後見人が被後見人の財産を殖やすために利殖等を行ってよいか
- 後見人は被後見人からその財産を贈与により取得することができるか
- 被後見人に債権・債務がある場合の対応は
- 被後見人が相続人になった場合の対応は
- 後見人は特別縁故者として相続財産の分与を受けられるか
- 成年後見人の資産管理が不十分な場合

### 第3 身上監護

- 成年後見人が行う身上監護は
- 被後見人が施設に入所している場合の身上監護は
- 被後見人が入院するときに保証人になるよう求められたときは
- 被後見人の入院や手術について同意を求められたときの対応は
- 被後見人にインフルエンザの予防接種を受けさせることができるか
- 医療機関に被後見人の診断書やレセプトの開示を請求できるか
- 入所者の行動を制限する身体的拘束は許されるか
- 精神科病院への入院を拒否する被後見人への対応は
- 被後見人が精神科病院を退院するときの対応は
- アルコール依存症の被後見人への対応は
- 判断能力が回復した被後見人に対する対応は
- 被後見人の親族から介護報酬を請求されたときの対応は

- 福祉の専門家に後見事務にかかわってもらいたいときは

### 第4 費用・報酬等

- 成年後見人の報酬を請求するときの手続は
- 成年後見人の報酬額の決め方は

### 第5 業務報告等

- 成年後見人が家庭裁判所に行う後見事務報告の内容は
- 被後見人が転居する場合の報告は
- 成年後見人が一時的に事務を行うことができなくなったときは
- 被後見人の親族に対する後見事務に関する情報の開示は

### 第6 福祉制度等の利用

- 成年後見人が成年被後見人の年金を管理する方法は
- 介護保険サービス利用時の注意点は
- 被後見人に生活保護を受けさせるべき手続は
- 成年後見申立ての費用や後見人の報酬の支払が困難なときの補助は

### 第7 トラブルへの対応

- 被後見人が第三者にケガをさせたときの責任と対応は
- 被後見人が虐待を受けている疑いがあるときは
- 被後見人の家族等が本人に無断で行った取引を取り消すことができるか
- 被後見人が介護保険サービスの利用中にケガをしたときは
- 被後見人が後見開始前に訴訟当事者になっていたときの対応は

### 第8 保佐人・補助人の実務

- 保佐人の義務・権限・職務は
- 補助人の義務・権限・職務は
- 被保佐人の身分行為に対する保佐人の取消しは
- 補助の対象となる特定の法律行為の種類は
- 保佐人・補助人が選任後すぐに行うことは
- 複数の保佐人・補助人が選任された場合の権利関係は
- 被保佐人の判断能力が低下または回復していると思われるときの対応は
- 被補助人の判断能力が回復または低下していると思われるときの対応は
- 補助人と被補助人または保佐人と被保佐人との間で意見が対立するときの対応は
- 保佐人と被保佐人の利益が相反するときの対応は
- 補助人と被補助人の利益が相反するときの対応は
- 保佐人・補助人の財産管理事務の範囲は
- 保佐人・補助人が自宅を売却することはできるか
- 被保佐人・被補助人が高額な商品を購入したときの対応は
- 保佐人・補助人の身上監護の範囲は
- 保佐人・補助人に報告義務はあるか
- 一回的法律行為の代理権と被補助

- 人の保護は
- 補助人は被補助人の遺言執行者に就任できるか

### 第9 任意後見人の実務

- 任意後見人の職務内容・権限・義務は
- 任意後見契約の発効後に任意後見人が行うことは
- 任意後見契約中の報酬額や代理権についての定めは変更できるか
- 任意後見人が行う財産管理事務の範囲は
- 任意後見人は被後見人の介護をしなければならぬか
- 被後見人が消費者被害を受けたときの対応は
- 任意後見人は被後見人の自宅を売却できるか
- 本人が秘密証書遺言を作成するに際し、任意後見人が筆者となる場合の留意点とは
- 被後見人の判断能力が衰えてきたときは一任意後見から法定後見への移行
- 任意後見人の報酬は
- 任意後見人に報告義務はあるか

## 第4章 成年後見の終局

### 第1 終了事由等

- 成年後見が終了するときにはどのような場合か
- 被後見人の能力が回復したことにより、成年後見を終了するときの手続は
- 成年後見人は辞任できるか
- 成年後見人を解任できるか
- 成年後見人が死亡等欠けたときはどうなるのか

### 第2 終了時の実務

- 被後見人死亡後に成年後見人が行うべきことは
- 被後見人が死亡した場合、後見終了後の報酬はどのように受け取るのか
- 被後見人死亡後の家賃等の支払はどうか
- 被後見人死亡後の医療費の支払はどうか
- 被後見人の葬儀はどうか
- 後見終了後、財産引渡しまでの管理報酬はもらえるか

### 第3 財産の引継ぎ等

- 財産の引継ぎをするときの留意事項は
- 後見終了後、被後見人の相続人に対し後見計算の報告をするときの留意点は
- 財産の引継ぎにかかる費用の請求はできるか
- 相続人がいない場合の財産の引継

- ぎはどうするか
- 相続人間の話し合いが決まらないときの財産の引継ぎはどうか
- 相続人が行方不明のときの賃貸不動産の引継ぎはどうか
- 成年後見人が保佐人・補助人に財産を引き継ぐ場合はどうすべきか
- 被後見人死亡後の預金等はどうか

### 第4 保佐人・補助人の実務

- 保佐・補助が終了するときにはどのような場合か
- 被保佐人の能力が回復したことにより、保佐を終了するときの手続は
- 被補助人の能力が回復したことにより、補助を終了したときの手続は
- 保佐・補助が終了したときに行う事務は

### 第5 任意後見人の実務

- 任意後見契約が終了するときにはどのような場合か
- 任意後見契約が合意で終了したときの手続は
- 任意後見人は辞任できるか
- 任意後見人を解任できるか
- 任意後見人選任後に成年後見を開始したときは
- 被後見人死亡後に任意後見人が行うべき事務は何か
- 任意後見契約で死亡後の事務が定められているときは
- 任意後見監督人が選任される前に任意後見契約を解除する場合の手続は

## 第5章 成年後見人等の監督

### 第1 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人

- 1. 成年後見監督人等の選任・解任等
- 成年後見人等に対する監督制度とは
- 成年後見監督人等になることができる人は
- 成年後見監督人等を選任するときの手続は
- 成年後見監督人等は解任できるか
- 成年後見監督人等は辞任できるか
- 成年後見が終了したときの監督人の対応は
- 2. 成年後見監督人等の実務
- 成年後見監督人の職務は
- 保佐監督人、補助監督人の職務は
- 成年後見監督人が行う監督事務の内容は
- 成年後見監督人等の報酬と費用は
- 成年後見人に不正な行為等があるときの対応は
- 成年後見人等が事務を行うことができないときの対応は

### 第2 任意後見監督人

- 1. 任意後見監督人の選任・解任等
- 任意後見人に対する監督制度とは

- 任意後見監督人になることができる人は
- 特定の者を任意後見監督人に選任したい場合は
- 任意後見監督人を選任するときの手続は
- 任意後見監督人を選任することができない場合は
- 任意後見監督人が法定後見や保佐等の申立てができる場合は
- 任意後見監督人が欠けたときの対応は
- 任意後見監督人は解任できるか
- 任意後見監督人は辞任できるか
- 任意後見監督人が職務を行わないときの対応は

### 2. 任意後見監督人の実務

- 任意後見監督人の職務は
- 任意後見監督人が選任後すぐに行うことは
- 任意後見監督人が行う任意後見人の監督は
- 任意後見監督人が行う家庭裁判所への報告は
- 任意後見監督人の報酬と費用は
- 任意後見監督人が自ら法律行為を行うときは
- 任意後見監督人による任意後見人への指導のしかたは

## 第6章 成年被後見人の意思能力

### 第1 被後見人の資格制限・身分行為等

- 被後見人の権利や資格はどうなるのか
- 被後見人は印鑑登録を受けることができるか
- 被後見人が婚姻や養子縁組等を行うことはできるか
- 被後見人は離婚や離婚訴訟等を行うことはできるか
- 被後見人は遺言をすることができるか
- 成年被後見人は訴訟をすることができるか
- 任意後見契約の委任者は訴訟をすることができるか

### 第2 契約責任と相手方の保護

- 被後見人が後見人に無断で行った取引は有効か
- 被後見人が行った取引を取り消したときの法律関係は

### 第3 意思能力・行為能力の判断

- 重い認知症である者のために作られた公正証書遺言は有効か
- 自筆証書遺言をした者が、前年の検査で重い認知症と診断されていた場合、その遺言は有効か
- 認知症の症状があると診断された者が、診断前に行った不動産取引の契約は有効か
- 認知症の症状がある高齢者を連帯

- 債務者とする消費貸借契約等をした場合、その契約は有効か
- 認知症の症状がある者が、不動産競売の申立てを弁護士に委任した場合、その委任は有効か

## 第7章 後見登記

### 第1 法定後見に関する登記

- 1. 法定後見の登記
- 後見・保佐・補助に関する登記と登記事項は
- 嘱託による登記が行われる場合とその方法は
- 禁治産者・準禁治産者について後見・保佐の登記申請をするときの手続は
- 成年被後見人の住所が変更したときの登記申請の手続は
- 成年被後見人が死亡したときの登記申請の手続は
- 2. 後見命令等の登記
- 後見命令、保佐命令、補助命令に関する登記と登記事項は
- 嘱託による登記が行われる場合とその方法は
- 本人等の住所が変更したときの登記申請の手続は

### 第2 任意後見に関する登記

- 任意後見契約を締結したときの登記と登記事項は
- 嘱託による登記が行われる場合とその方法は
- 本人等の住所が変更したときの登記申請の手続は
- 任意後見契約を解約したときの登記申請の手続は

### 第3 登記事項の証明

- 登記事項証明書を申請するときの手続は
- 登記されていないことの証明を申請するときの手続は
- 閉鎖登記事項証明書を申請するときの手続は

## 第8章 成年後見の周辺問題

### 第1 財産管理委任契約

### 第2 高齢者支援・福祉制度

## 索引

- 事項索引
- 判例年次索引
- 書式名索引

内容の一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番5号  
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.4)583-1㊦

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。